

動物実験・組換え DNA 実験 Web 申請・審査システム 構築運用業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、動物実験・組換え DNA 実験 Web 申請・審査システム構築運用業務において、プロポーザルにより最も相応しい提案者を受託者として決定する際の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

動物実験・組換え DNA 実験 Web 申請・審査システム構築運用業務

(2) 業務内容

別紙 1 「動物実験・組換え DNA 実験 Web 申請・審査システム構築運用業務仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

3 委託契約上限額

10,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

この契約金額以下で委託業務を受注し、確実に実施可能な提案を行うこと。なお、この費用には、委託者との打合せに要する費用や、企画提案に基づく委託業務の全てが含まれるものとする。

4 スケジュール

プロポーザル公募開始日	令和 6 年 3 月 6 日（水）
質問書の受付期限	令和 6 年 3 月 13 日（水）午後 5 時まで
質問回答予定日	令和 6 年 3 月 18 日（月）
プロポーザル参加申込書の提出期限	令和 6 年 3 月 22 日（金）午後 5 時まで
企画提案書等の提出期限	令和 6 年 4 月 3 日（水）午後 5 時まで
プロポーザル審査会	令和 6 年 4 月 9 日（火）10 時～（予定）
審査結果通知	令和 6 年 4 月中旬（予定）
契約締結	令和 6 年 4 月下旬（予定）

※プロポーザル審査会及び審査結果通知の日程については、企画提案書等の提出があった者に別途通知する。

5 参加資格

公募型プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、次に掲げる参加者の資格要件（以下「資格要件」という。）を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (5) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (6) 本学及び福島県から業務委託契約等に係る指名停止等を受けていない者であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定によるもの）、暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (10) 公立大学法人福島県立医科大学契約細則（平成18年4月1日細則第13号）第3条第1項の規定に該当しない者であること。
- (11) 過去5年以内に大学法人、大学病院、その他公的研究機関等に対して本業務と類似するシステム構築を受託した実績を有すること。
- (12) 本業務の実施について、本学の要求に応じて即座に対応できる体制を整えていること。
- (13) 次のアからウまでに掲げる者に該当しないこと。

ア 本学が設置する審査委員会の委員

イ アに掲げる者が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

ウ アに掲げる者の研究室に所属する者

6 実施要領等の入手方法

実施要領及び各種様式等は、福島県立医科大学のウェブサイトから取得すること。

<https://www.fmu.ac.jp/univ/kigyoo/ippan/index.html>

7 質問書の受付

質問については、下記により行うものとする。

(1) 提出書類

プロポーザル実施要領等に関する質問書(様式第1号)

(2) 提出期限

令和6年3月13日（水）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

「14 提出先及びお問い合わせ先」に電子メールで提出することとし、提出した旨を電話にて着信の確認をすること。

(4) 質問に対する回答

令和6年3月18日（月）までに福島県立医科大学のウェブサイトで公表。

(5) 注意事項

- ア 質問書送付の際は、件名を「【質問書】動物実験・組換えDNA実験Web申請・審査システム構築運用業務」とすること。
- イ 電話等による口頭の質問は受け付けない。

8 参加申込書の提出

プロポーザル審査会に参加する意思のある者は、書類を下記により提出すること。

(1) 提出書類

ア 動物実験・組換えDNA実験Web申請・審査システム構築運用業務に係る公募型プロポーザル提案参加申込書（様式第2号）

イ 会社概要（様式第3号）及び事業者の業務内容が分かる会社案内等のパンフレット

ウ 過去5年以内に大学法人、大学病院、その他公的研究機関等に対して本業務と類似するシステム構築を受託した実績及び当該ソフトウェアの仕様等が分かる資料（任意様式）

エ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第4号）

(2) 提出期限

令和6年3月22日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出場所

「14 提出先及び問合せ先」参照

(4) 提出方法

郵送又は持参による

※郵送の場合は、簡易書留郵便により送付とし、提出した旨を電話で連絡すること。

※持参による提出の受付時間は、月～金曜日（祝日を除く）9時～17時までとする。

(5) 参加資格審査結果の通知

参加申込書を提出した者に対し、参加資格確認通知書（様式第5号）により資格審査結果を通知する。

(6) 参加申込書を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

9 企画提案書等の提出

参加申込書を提出した者は、企画提案書等の書類を下記により提出すること。なお、参加申込書を提出していない者の企画提案書等は受け付けない。

(1) 提出書類・部数

ア 動物実験・組換えDNA実験Web申請・審査システム構築運用業務に係る公募型プロポーザル提出書類送付書（様式第6号） 正本1部

イ 企画提案書（任意様式） 正本1部 副本10部

ウ 積算内訳書（任意様式） 正本1部 副本10部

※企画提案書については、別紙2「企画提案書作成要領」で確認すること。

(2) 提出期限

令和6年4月3日（水）午後5時まで（必着）

(3) 提出場所

「14 提出先及び問合せ先」参照

(4) 提出方法

郵送又は持参による

※郵送の場合は、簡易書留郵便により送付とし、提出した旨を電話で連絡すること。

※持参による提出の受付時間は、月～金曜日（祝日を除く）9時～17時までとする。

10 企画提案書の無効

次のいずれかの事項に該当する場合、提案書は無効とし、プロポーザル審査会に参加できないものとする。

(1) 提案者が上記5に定めるプロポーザル参加者の資格要件を満たしていない場合。

(2) 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合。

(3) 提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合（参加申込書を提出していない場合も含む）。

なお、提出期限日までに提案書が到着していないことを理由に提案書は無効とした場合、簡易書留郵便による配達記録の有無を有さない者からの異論は受け付けない。

(4) 虚偽の内容が記載されている場合。

(5) 企画提案書の提出から契約までの間に、企画提案書で提示した業務実施体制に記載した担当者が本業務に関わることが困難になった場合。ただし、病気、事故、退職等、やむを得ない事情がある場合を除く。

(6) 審査会当日、指定した時間までに到着できなかった場合。ただし、交通事故や自然災害等の不足の事態が発生し、指定した時間までに到着できなかった場合を除く。

11 企画提案書等の取扱い

提出された企画提案書の取扱いは次の各号による。

(1) 提出された企画提案書等は返却しない。

(2) 企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する一切の費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書等は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとする。

(4) 提出された企画提案書等は、提出者の情報保護の観点から、原則として非開示とする。ただし、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある。なお、開示する際は、企画提案書の写しを作成し、使用することができるものと

する。

12 審査方法

(1) 選定方法

業務委託候補者の選定は、別途設置する「プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき提案内容を総合的に評価し、業務委託候補者（随意契約の予定者）を選定する。

(2) 審査会（プレゼンテーション）

ア 日時 令和6年4月9日（火）10:00～ ※予定

イ 場所 福島県立医科大学内（福島市光が丘1）

ウ 所要時間 1提案者あたり30分以内

（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）とする。

※プレゼンテーションの日時・場所等の詳細は、参加申込書の提出のあった者に別途通知する。

※プレゼンテーションに使用する資料は、企画提案書と同じ内容とし、追加の資料配布は認めない。

※参加資格確認通知書（様式第5号）の提示を求めらるので、必ず審査会（プレゼンテーション）に持参すること。

(3) 審査基準

審査にあたっての評価項目及び配点は、別表のとおりとする。評価点の最も高い企画を提案した者を業務委託候補者として選定する。

なお、同点で最高得点を獲得した者が複数ある場合は、見積書を比較し、最も低い見積額を提示したものを選定する。また、プロポーザル参加者が1者のみであった場合においても、審査を実施し、本業務を委託するに相応しいか否かを評価する。審査において、基準点に達する提案者がなかった場合、業務委託候補者は該当なしとなる場合がある。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、令和6年4月中旬頃に、各プロポーザル参加者に郵送により書面で通知する。

13 契約締結

(1) 審査委員会により選定された最も適した提案者を業務委託候補者として、公立大学法人福島県立医科大学会計規程第17条及び契約細則第31条に基づき契約交渉を行う。

(2) 企画提案書の内容に沿って協議を行い、仕様を確定した上で契約を締結する。なお、協議の結果、提案内容の一部を変更する場合がある。

(3) 契約金額は協議によって作成した仕様書に基づき、改めて見積書を徴取し決定する。その際、委託上限額を超えないものとする。

(4) 業務委託候補者との協議が整わない場合又は契約を辞退した場合は、審査結果において次点の者と協議を行う。

- (5) 企画提案書に基づく履行ができなかった場合、契約金額の減額、損害賠償、契約解除、違約金などの措置を行う場合がある。
- (6) 契約保証金について
- ア 業務委託候補者が契約を締結する際には、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
 - イ 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として契約細則第39条第3項各号に規定する有価証券を提出することができる。
 - ウ 福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第229条第1項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - エ 契約保証金の減免については、業務委託候補者に別途通知する。
 - オ 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

14 提出先及び問合せ先

〒960-1295 福島市光が丘1番地

公立大学法人福島県立医科大学 医療研究推進課 委員会係（担当：菅原、清野）

メール rs@fmu.ac.jp

電話 024-547-1825

別表

別表 審査項目、審査観点及び配点

評価項目		評価の視点	配点	傾斜
業務遂行能力	実施体制	本業務を遂行するうえで十分な実施体制が確保されているか。ヘルプデスクなど、運用開始後のサポート体制が適切か。	5	1
	スケジュール	本業務を円滑かつ確実に実施できる工程（スケジュール）となっているか。	5	1
	業務実績	過去に大学法人、大学病院、その他公的研究機関等に対して本業務と類似するシステム構築の導入実績があるか。	5	2
企画提案内容	業務理解	本業務の目的や業務内容の趣旨を正しく理解し、システム導入により見込まれる効果やシステムの使いやすさについて明確かつ具体的に提案されているか。	5	2
	操作性	<ul style="list-style-type: none"> システム画面の視認性、操作方法の簡易性、メニュー構成が分かりやすいか。 情報入力の際にプルダウン等により操作者の手間を減らす工夫がされているか。 入力内容の変更修正が容易か。 入力エラー項目の指摘等、画面に表示されるメッセージが分かりやすいか。 	5	3
	管理者機能	<ul style="list-style-type: none"> 研究や ID 等を CSV 形式で、一括登録、変更、削除ができるか。 登録されている各実験計画の情報を CSV 形式で出力できるか。各種検索、抽出が簡単にできるか。 設定変更は、管理者がいつでも行うことができるか。 	5	3
	保守運用要件	システム整備だけではなく、保守・運用や今後の機器やソフトウェアの更新に係るコストまで含めて、ライフサイクルコストの低減を目指すための具体的かつ妥当性のある提案がされているか。	5	2
	セキュリティ	データアクセス制御、データ漏えい対策、バックアップ対策についての対応方針があるか。	5	3
	追加提案	有益な独自提案、創意工夫があるか。仕様書以外の機能について、拡張可能機能があれば評価の対象とする。	5	1
	業務経費	業務内容及び業務量に応じた適切な費用積算となっているか。翌年度以降に発生する運用保守経費は適当であるか。	5	2
審査点	合計		100	

※各評価項目の点数は、審査委員の採点に傾斜（倍率）を乗じた値とする。

【評価基準】

評価	優れている	やや優れている	普通	やや劣る	劣る
配点	5点	4点	3点	2点	1点